

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

一般社団法人京都社会福祉士会

②施設名等

名称：	児童養護施設平安養育院
施設長氏名：	水野 正美
定員：	60名
所在地(都道府県)：	京都府
所在地(市町村以下)：	京都市東山区林下町400-3
T E L：	075-561-0680
U R L：	

③実施調査日

開始日	2014/7/28
評価結果確定日	2015/3/19

④総評

○平安養育院は1905年に創立した伝統ある施設です。現在は知恩院の境内にあり、児童発達支援センター「むくの木園」、児童自立援助ホーム「東樹」と隣接しています。また、ショートステイ、トワイライトステイ専用棟「わらべホーム・サラナ」も設置しています。建物は鉄筋コンクリートの3階建てで、建築後30年以上経過していますが、子どもたちが快適にすごせるよう、随時修繕等を行っています。幼児から高校生までが生活する大舎制の養護施設ですが、現在は小規模化に向けて様々な検討を行っているところです。

【特に評価が高い点】

○児童憲章から始まり、施設の基本理念、事業計画、組織体制、研修・行事・グループ毎の計画、業務手順等を掲載している『養護運営ノート』を作成して、1年間を目標、運営、実施することを明確にし、職員で共有しています。

○大舎制の特性を活かした子どもへの支援を検討し、施設全体で子どもの要望に応えられるようにしています。近年はグループ制も取り入れ、年齢や性別に配慮したグループを構成し、担当職員を決めてきめ細やかな対応ができるようにしています。

○第三者委員が、職員への助言、子どもの意見の分析、要望への対応等、施設の運営や支援に大きな役割を果たしています。

○子どもからの要望受付に目安箱を活用しており、定期的の中身の確認をし、その回答を施設内に分かりやすい文章で張り出しています。また、4年に1回ではありますが、子どもからの意見や要望をまとめて、分析したものを冊子としています。

○詳細な行動プログラムを作成することは避け、出来る限り子どもが自主的・主体的に活動できるように支援しています。

○子どもと家族とのつながりは「保護者との関係を切らないこと」を方針として、再構築等に取り組んでいます。

○偏食の子どもも多く、食生活の支援には難しい面がありますが、調理場職員を中心に、少しでも楽しく食事ができるように工夫しています。また、調理場職員は食事や調理が子どもの養育に大変重要であることを認識し、養育担当職員との連携を図っています。

【改善が求められる点】

○子どもへの支援の方法や手順については、実際には行われているものの、文書化（規程、マニュアル、プログラム等）されていないものが多数あります。現在、行っている取組みを見直し、文書化していくことが望まれます。

○児童相談所や学校とは連携を図り、ボランティアも受け入れていますが、施設の立地の関係もあり、地域との連携はほとんどできていません。地域の捉え方を再考し、様々な連携を構築していくことが期待されます。

○職員の施設内外の研修については年間計画を策定していますが、体系的な計画とはなっていません。また、個人の研修計画は策定しておらず、研修受講機会が多いとは言えません。職員一人ひとりのスキルアップの為に研修計画の策定とその実施が必要です。

○退所後に連絡があった子どもには、職員が対応していますが、組織的なアフターケアの取組みは行っていません。

○グループ制の支援を行っていますが、グループ間での情報共有は上手くいっているとは言えません。小規模化の取組み

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

今回初めて第三者評価を受けました。文書化、地域連携、研修実施、アフターケア、グループ連携、性教育等の課題を確認することができたことは、今後の施設運営を考える上で大いに役立つものになりました。

前年に受けた、施設の第三者委員によるサービス調査の総括と合わせて、全職員参加の研修テーマとして設定し、職員のモチベーションアップとスキルアップに資したいと存じます。今回、評価していただいたことがらをさらに伸ばし、指摘を受けた課題を計画的に改善してまいります。

第三者評価結果（児童養護施設）

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。	a
② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○大舎制であることの利点を活かした子どもたちへの支援、養育を思考し、施設全体で家庭的な雰囲気構築に努めています。その一方で、子どもの支援を小グループ単位で行うよう、担当職員を明確にして、細やかな情報収集や支援を行っていかうとしています。各グループは、年間の計画を策定し、支援の方向性を明確にしています。子どもの自立性や自主性を大切に、日課に縛られないような運営を行っています。</p> <p>○高校生にはアルバイト等を行うことを認め、社会性の向上を期待しているところですが、地域とのつながりが弱い面もあり、地域の中で社会的ルールを身につけるような機会は、ほとんど設けられていません。</p>	

(2) 食生活	第三者 評価結果
① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	c

(3) 衣生活

①	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	b
②	子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b

(4) 住生活

①	居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
②	子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となっている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○入所してきた子どもの多くは、入所前に偏った食事で生活をしてきたことから、食事のバランスを考えながら、個々の嗜好等を踏まえた食事の提供を行っています。また、調理場の職員も子どもたちと積極的に関わることを心掛けており、行事食にも力を入れて取り組んでいます。施設の建物自体は古いのですが、トイレをはじめ必要に応じて改装を行っています。大舎制であることから個室を使用できる人数は限られてきますが、個室以外の居室でも、出来る限りプライバシーが確保できるように、家具とその配置には気を付けています。また、居室以外で子どもがくつろげる場所等も確保しています。

○食堂は立地の関係もあり、常に清潔な状態を保つことは難しい面があります。発達段階に応じて子どもに、TPOに合わせた衣服の選択、居室の整理整頓、食習慣等を身につけさせることはしっかりとできていません。年齢や性別の考慮したグループ単位での支援は行っていますが、6名程度の小集団養育ではありません。

(5) 健康と安全

第三者
評価結果

①	発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
②	医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b

(6) 性に関する教育

①	子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	c
---	--	---

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○子どもの健康管理については嘱託医と連携しながら進めています。生活上の基本的な行動を身につけさせる支援については、子どもの発達段階に合わせ、習得状況等を観察しながら、声掛け等を通じて緩やかな促しを行っています。安全運営委員会を設置し、子どもが安心して生活できるように配慮しています。

○子どもの健康や成長の観察の方法等が明確になっておらず、感染症のマニュアルも整備されていません。性教育についても、子どもと話をしているとのことですが、カリキュラム等は作成していません。

(7) 自己領域の確保	第三者 評価結果
① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	b
② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	b
③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○厳密は行動プログラムを作成しておらず、余暇時間は子どもたちが主体的に行動できるようしています。クラブ活動や習い事への参加は認め、弁当への配慮をはじめ、必要な支援を行っています。年に1回、子ども祭りを開催しており、その時の出しものについては、子どもも参加して検討しています。</p> <p>○金銭管理については、計画的に身につけていけるプログラム等は策定しておらず、時々支援となっています。行事を含めたプログラム等を厳密に決めていない部分が多いことから、積極的に参加する子どもは多くはありません。また、金銭的な問題もあり、子どもの習い事については一定の範囲でしか認められていません。また、日用品は施設で一括して購入することもあり、子どもの個々の好みを尊重したものはなっていません。</p>	

(9) 学習・進学支援、進路支援等	第三者 評価結果
① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	c

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○職員による学習支援の他、ボランティアによる支援も行われています。進路については子どもの気持ちを尊重しつつ、関係者とも相談をしながら決定の支援をしており、進学後のフォローや先を見据えた教育等も行っていきます。中小企業家同友会が行う就労体験実習等も活用しながら、社会経験の拡大に努めていきたいと考えています。

○施設内での学習支援、子どもの職場体験等については、支援の計画等はなく、状況に応じた対応となっています。学校と連携を図っていますが、基礎学力に大きな向上が見られないとのことです。学習塾は中学生からでなければ利用できません。

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者 評価結果
① 子どもが暴力・不適應行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b
② 施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a
(11) 心理的ケア	
① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○子どもの問題行動に対しては、施設全体で問題を共有し、児童相談所や専門職等と連携を取りながら、出来る限り速やかに対応することを心掛けています。施設内でのいじめについては、兆候を発見次第対応するようにしています。保護者からの強引な引き取り等に対しては、児童相談所や警察と連携をしながら対応しています。

○子どもの心理的支援は行われていますが、プログラムに沿って計画的に実施されているものではありません。また、問題行動への対応については、問題の発生時の対応が主となっており、継続的・断続的に行われているとは言えません。

(12) 養育の継続性とアフターケア		第三者 評価結果
①	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
②	家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
③	できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
④	子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	c

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○措置変更や措置延長については児童相談所等と協議をし、子どもの状況や保護者のケアにも気を配りながら実施について検討を行っています。退所後に相談があった場合は、職員が親身になって対応しています。

○退所後に連絡をしてくる子どもについては随時対応していますが、組織的にアフターケアを実施する体制はありません。また、退所後記録もなく、退所後の生活への積極的な支援は行っていません。里親への移行については、ほとんど行われていません。

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり		第三者 評価結果
①	児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
②	子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b

(2) 家族に対する支援

①	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
---	----------------------------------	---

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○子どもと家族とのつながりは、保護者との関係を切らないことを方針として支援を行うようにしています。子ども、保護者の気持ちを確認しつつ、児童相談所等と連携を取りながら、面会や外出等で段階的に関係作り(再構築)を進めるようにしています。

○家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置していません。また、面会や一時帰宅等についての規程は作成しておらず、保護者の宿泊設備もありません。

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者 評価結果
① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	
① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	c
③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○自立支援計画におけるアセスメントは、子どもの状況やニーズを把握に努め、関係者と検討しながら作成しています。また、適宜再評価、見直しを行い、子どもの現状に合わせた計画となるようにしています。</p> <p>○子どもの記録に関する規程は定められていないものが多くあります。日々の記録の作成に関しては、研修や勉強会を行っておらず、自立支援計画の支援が確認出来るような記録とはなっていません。またグループ単位で作成をしているために、施設全体の課題共有は困難な状況です。</p>	

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	a
② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a

(2) 子どもの意向への配慮

①	子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	c
②	職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○子どもが自分の生活について、主体的・自主的に取り組めるように、生活日課をなくしていく方向で検討しています。居室のリフォームの際には子どもの意見も取り入れたとのこと。母体が仏教教団で、施設の日課に宗教行為と認められるものはありますが、強制はしていません。子どもの人権を尊重した支援を行うことは、理念にも明記されており、また施設内研修やケース検討会において、職員への意識付けを行っています。子どもの意向の把握は目安箱の設置や、日々の生活の中で把握するようにしています。第三者委員からのアドバイスにより、職員が支援の内容を振り返り、学ぶ機会があります。

○プライバシー保護については、マニュアルに触れられていますが、実際の支援とリンクした詳細なものではありません。子どもの意向の調査は冊子にまとめ、分析もしていますが、4年に1回程度となっています。

(3) 入所時の説明等

第三者
評価結果

①	子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	c
②	入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
③	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b

(4) 権利についての説明

①	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
---	---------------------------------------	---

(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

①	子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
②	苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	c
③	子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b

(6) 被措置児童等虐待対応

①	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
②	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
③	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c

(7) 他者の尊重

①	様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
---	---	---

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○入所時には『子ども権利ノート』（『Q&A』も含む）を用いて、園の生活や権利について分かりやすく伝えるよう努めています。また、日常生活の中でも権利について伝えるように心掛けています。園内に目安箱を設置し、苦情や要望を吸い上げるように努めています。第三者委員を中心に分析を行い、要望を施設の運営に反映することもあります。子どもには掲示等で回答を伝えています。子どもへの体罰禁止は、就業規則に明示するとともに、不適切な関わりを行わないように検討・検証しています。

○ホームページは作成していません。また、パンフレットは長期間改定がなされていません。苦情については対応していますが、記録は十分なものではありませんし、公開もしていません。また、対応マニュアルは古いまま見直しが行われていません。被措置児童等の虐待対応についてはマニュアル化がなされておらず、体制整備が出来ているとは言えない状態です。

5 事故防止と安全対策

		第三者 評価結果
①	事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
③	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○災害時の対応体制、不審者対応等についてはマニュアルを作成し、研修等を行うことで、職員に周知をし、非常時に適切な対応出来るように努めています。また、警察と連携し、職員のみで対応できない場合は必要な支援を受けることができます。

○適切な内容が盛り込まれた衛生管理マニュアルはありません。安全確保については、情報を収集して随時対応していますが、計画的に取り組んでいるとは言えません。施設内の安全対策は出来る限り行っていますが、建物自体が古いこともあり、限界があります。

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携	第三者 評価結果
① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	c
② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	b
③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	b
(2) 地域との交流	
① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	c
② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	c
③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	a
(3) 地域支援	
① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	c
② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○児童相談所や学校とは子どもに関する情報交換を行い、連携を図るようになっています。ボランティアの受け入れはマニュアル(要綱)を作成し、子どものプライバシーに配慮しながら、行われています。また、ボランティアとは反省会等で情報交換をし、子どもの成長への支援に役立てています。</p> <p>○関係機関等とは連携を図るようになっていますが、しっかりと体制を構築し、実行しているとは言えません。また、施設の立地場所の問題もありますが、地域との関係作りは進んでいません。施設の行事の案内は地域にも流していますが、参加者はほとんどありません。施設を開放する取組みも行われていません。</p>	

7 職員の資質向上

		第三者 評価結果
①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	c
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	c
④	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○年度開始前に年間の研修計画（施設外、施設内）を策定し、出席予定者、講師担当者を決めています。この他に、第三者委員による研修や、新人研修のプログラムもあります。第三者委員はスーパーバイザー的な存在であり、施設長、主任は職員からのいつでも相談に応じるようにしています。グループを中心にチームワークを構築し、子どもの支援に当たっています。

○年間の研修計画はありますが、個人の研修計画はありません。また、研修計画は体系的なものとはなっておらず、研修受講後の報告や報告書作成はばらつきがあります。スーパービジョンについても体制が確立しているとは言えません。施設の計画に職員に求められる資格等は明示していません。

8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知		第三者 評価結果
①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	b
②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
④	運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	b
③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	c
④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
⑤	事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○施設の理念・基本方針は「基本理念」という形で明文化しており、施設の支援の基本姿勢が明確にしています。毎年『養護運営ノート』を作成しており、その中には基本理念の他に、年度毎の事業計画、組織体制、研修計画、行事計画、グループ毎の計画等が分かりやすく記載されています。これは職員等に配布し、施設の年間の運営体制や活動の共有を図っています。また、京都市が進める「家庭的養護の推進」（平成41年度までの計画）に合わせ、施設においても中長期計画を策定しています。現在は大舎制の施設ですが、小規模化委員会等で、施設の小規模化について検討を行っています。

○理念や事業計画は明文化していますが、職員や関係者以外への周知については十分には出来ていません。年度の事業計画の進捗状況の評価や見直しは明確な形では行っていません。また、事業計画の策定にあたっては、全職員が関与している訳ではありません。中長期計画が単年度事業計画に完全には落とし込んでいません。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

第三者
評価結果

①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
②	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
③	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
④	施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b

(4) 経営状況の把握

①	施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
②	運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
③	外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○施設長は役割や責任は就業規則や安全運営ノート等、各種の規則で明確にしています。施設外の会議や研修等で施設運営に関係する法令や地域の情報等の収集に努め、施設運営に反映するよう努めています。施設経営については、法人の理事、監事によるチェックの他に、会計事務所に委託をすることで、健全な形を維持していけるようにしています。また、施設をトップダウンではなく、ボトムアップで運営できるよう努めています。

○施設長の役割や責任を、広報誌等で広く明らかにしていません。また、リスト化等による分かりやすい法令の伝達や、収集した情報を中長期計画・単年度事業計画に反映させる取組み等は十分には行えていません。施設長は就任期間が3年に満たないことから、就任以前の施設の取組みを尊重していることもあり、新たな取組みを自らが積極的に推進することはできていません。

(5) 人事管理の体制整備		第三者 評価結果
①	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	c
②	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	c
③	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	c
④	職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	c
(6) 実習生の受入れ		
①	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
○基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員を配置し、人員体制は基準より多めに配置しています。現在は保育士の実習を受け入れており、実習受け入れには学校と連携を図りながら進めています。実習受け入れの姿勢や方法等は明文化しています。		
○人事考課は導入していません。数字や具体的な内容で示された人材の確保、養育等の計画はありません。職員の就業に関する意向については、日々の関わりの中から把握に努めています。分析や業務への反映については不十分です。実習生指導担当者への研修は行えていません。		

(7) 標準的な実施方法の確立	第三者 評価結果
① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b
② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
(8) 評価と改善の取組	
① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b
② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○子どもの支援に関する標準的な実施方法については、明文化をして職員に周知をしています。また、定期的に見直しを行い、必要に応じて修正を行っています。第三者委員が関与し、自らが取り組んでいる支援についての振り返り等を行い、助言を受けています。4年に1回、冊子を作成し、施設の取組みをまとめています。</p> <p>○標準的な実施方法の職員への周知は行っていますが、グループ毎で異なることもあり、完全に共有しているとは言えないとのことです。</p>	